

電波利用環境委員会

報告(案)

CISPR の審議状況及び 2023 年国際会議
対処方針について

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会
CISPR A 作業班

令和 5 年 8 月 24 日

目次

1	検討事項.....	3
2	委員会及び作業班の構成.....	3
3	検討経過.....	3
4	国際無線障害特別委員会（CISPR）について.....	3
5	CISPR 会議の開催概要等.....	4
6	総会対処方針.....	5
7	各小委員会における審議状況と対処方針.....	8
(1)	A小委員会.....	8
(2)	B小委員会.....	12
(3)	F小委員会.....	12
(4)	H小委員会.....	12
(5)	I小委員会.....	12
8	検討結果.....	12

(参考資料) CISPR 規格の制定手順

(別表 1) 電波利用環境委員会 構成員

(別表 2) CISPR A 作業班 構成員

(別表 3) CISPR B 作業班 構成員

(別表 4) CISPR F 作業班 構成員

(別表 5) CISPR H 作業班 構成員

(別表 6) CISPR I 作業班 構成員

別添 諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）のうち「CISPR 会議 対処方針」（案）

1 検討事項

電波利用環境委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信技術審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和63年9月26日諮問）のうち「CISPR 会議 対処方針」について検討を行った。

2 委員会及び作業班の構成

委員会及びCISPR各作業班の構成は別表1～7のとおりである。

3 検討経過

- (1) 第19回 CISPR A作業班（令和5年8月24日）
CISPR A小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (2) 第21回 CISPR B作業班（令和5年8月23日）
CISPR B小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (3) 第24回 CISPR F作業班（令和5年8月23日）
CISPR F小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (4) 第15回 CISPR H作業班（令和5年8月25日）
CISPR H小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (5) 第15回 CISPR I作業班（令和5年8月25日）
CISPR I小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (6) 第55回 委員会（令和5年8月30日）
委員会報告及び報告の概要のとりまとめを行った。

4 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

(1) 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

CISPRは、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的として昭和9年に設立された組織であり、現在IEC（国際電気標準会議）の特別委員会である。電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者等からなる各国代表のほか、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関も構成員となっている。現在、構成国は41カ国（うち17カ国はオブザーバ（注））である。

CISPRにおいて策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

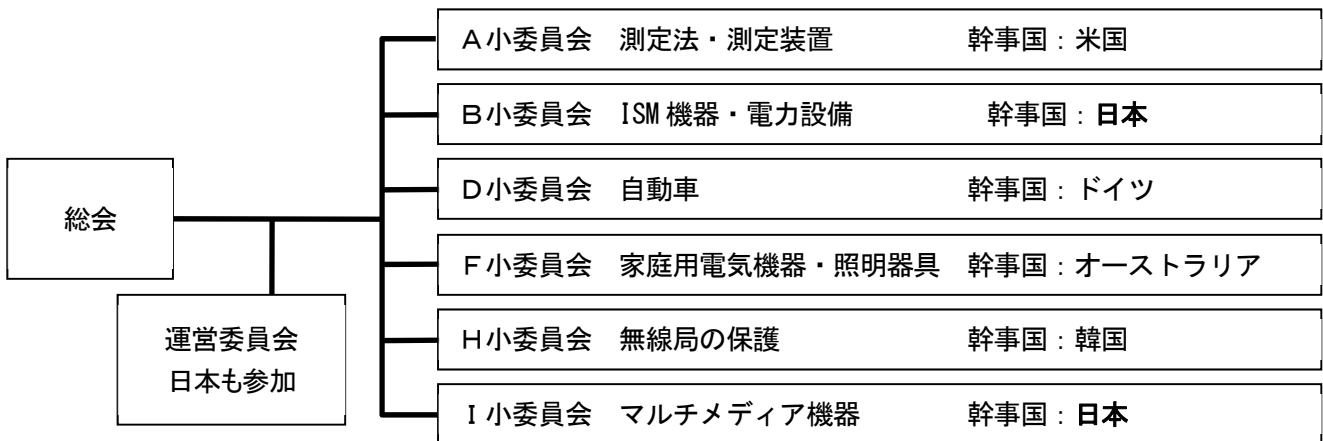
機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自己確認）【経済産業省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚生労働省】
マルチメディア機器	VCCI技術基準（自主規制）【VCCI協会】

（注）オーストラリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、英国、米国、（オブザーバ：オーストリア、ベラルーシ、ブラジル、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、インド、イスラエル、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ポーランド、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、ウクライナ）

(2) 組織

CISPRは、年1回開催される全体総会とその下に設置される6つの小委員会より構成される。さらに、全体総会の下には運営委員会が、各小委員会の下には作業班（WG）及びアドホックグループ（AHG）等が設置されている。

B小委員会及びI小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバに我が国の専門家も加わるなど、CISPR 運営において我が国は主要な役割を担っている。



ア B小委員会及びI小委員会の幹事

小委員会名	幹事及び幹事補	
B小委員会	幹事 (Secretary)	徳田 寛和 (富士電機(株))
I小委員会	幹事 (Secretary)	堀 和行 (ソニー(株))
	技術幹事(Technical Secretary)	雨宮 不二雄 (一財)VCCI 協会

イ 運営委員会への参加

委員会名	エキスパート
運営委員会	雨宮不二雄((一財)VCCI 協会)
	久保田文人((一財)テレコムエンジニアリングセンター)

5 CISPR 会議の開催概要等

(1) 開催概要

本年度のCISPR 全体総会は、令和5年11月6日から11月17日までの間、Web 会議にて開催される予定である。(A小委員会については、令和5年9月25日から9月29日までロンドン(英国)において開催予定。また、D小委員会については、2年毎の開催のため、今回は非開催)

我が国からは、総務省、各研究機関、各大学、各試験機関及び各工業会等から xx 名が参加する予定である。

(2) 基本的な対処方針

本年度の審議に際しては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項6及び7に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

6 総会对処方針

総会では、複数の小委員会に関連する事項について報告及び審議が行われる。現時点において CISPR からは「前回の CISPR 会議における技術的事項のフォローアップ」という暫定議題となっているところではあるが、過去の主な議題に倣い、同様の議論が行われればこれまでと同じ方向性で対処するものとし、その対処方針は以下のとおり。

(1) ワイヤレス電力伝送システム

電気自動車用 WPT やビーム型 WPT に関しては 7 (2) の CISPR B 小委員会への対処方針に従って対処する。

電気自動車用 WPT に関しての欧州委員会のプロジェクトや、ITU-R における無線ビーム WPT の利用周波数についてのガイダンス勧告の成立など他の機関の動きを受けて意見交換が行われた場合には、適切な無線保護の観点から、WPT 装置は送受デバイスの位置ずれや稼働状態によって、その漏えい電波の強度に違いが生じるため、各 SC では、漏えい電波の強度の最大化を考慮して測定法の検討を行う必要があるとの方針で対処する。

(2) 40GHz までの放射妨害波

6 GHz～40GHz の放射妨害波許容値のための議論開始時期や作業の方針について、平成 29 年ウラジオストクにおける CISPR 全体会議における議論を受け、CISPR 運営委員会は A 小委員会で測定法を、H 小委員会では許容値案を、それぞれ定めるために必要な作業を開始すべきと結論した。

また、令和元年の CISPR 上海会議においても、40GHz 帯までの高周波の基本測定法や許容値算出法については担当の A、H 小委員会において検討が開始されているところ、総会では他の製品対応小委員会 (B 小委員会、D 小委員会、F 小委員会、I 小委員会) に対しても進捗状況の報告を求めようとする要求を行うことが決定された。

これまで A 小委員会では測定法の開発が行われ、また我が国からは周波数上限を 43.5 GHz へ拡張する提案なされ長期課題となっている。H 小委員会では 5G システム等の保護を目的とした 40 GHz までの許容値設定モデルの開発と許容値の試算を行い、その結果が DC 文書として回付される予定である。本件は現行の各エミッション規格における 1 GHz～6 GHz の放射妨害波測定法と許容値とも関連するため、関係する各小委員会で協調して対処する。

(3) ロボットに関する規格

IoT、AI 技術等の進展に呼応して生産、医療、公共サービス等の様々な分野にロボット技術が導入されてきており、IEC では TC59 (家庭用及びこれに類する電気機器の性能)、TC61 (家庭用電気機器の安全性)、TC62 (医用電気機器)、TC116 (電動工具の安全性) 等で各種ロボット技術の標準化が進められている。しかしながら、これらの TC (専門委員会) では電磁両立性 (EMC) に関する要求条件が考慮されておらず、ISO/IEC より CISPR がロボットの EMC に関する許容値と測定法を標準化しよう要望されている。この要望に応えるため、CISPR 運営委員会に第 3 アドホックグループ (S/AHG3) が設置され、我が国のメンバーも参加して「ロボットの EMC に関するガイダンス文書 (案)」が作成された。

S/AHG3 では検討を継続し、CISPR がカバーしていないロボットの種類を特定するための情報を提供することとし、令和元年 CISPR 上海会議では、同案に記述された各小委員会が担当するロボットについて合意がなされた。また、ロボットの測定における特殊性等、測定に当たっての留意点をきちんと整理・提示すべきとの指摘がなされ、当該指摘への回答を新たなアクションアイテムとすることが決定された。

また、令和 3 年の CISPR 会議 (Web 会議) においては、これまでに発行されたロボットの特性や各小委員会が担当するロボット等に関する文書をまとめたものをガイダンス文書として IEC の

ウェブサイトに掲載予定とされ、各小委員会において、担当のロボットの特性を踏まえた測定方法について引き続き検討することとされた。

今回の総会では、これまでの状況報告を聞き、引き続きロボットのエミッション及びイミュニティに関する要求条件の明確化を図っていく必要があるとの基本方針で対処する。

(4) 装置数の増加

現在の CISPR の許容値は数十年に渡って運用されてきており、十分な許容値であるとの見解を示す意見がある一方、IoT や 5G 等の本格導入に伴い、現在の CISPR 許容値が将来とも十分な許容値であるのかについて疑問視する意見も存在しており、長期課題となっている。

本件に対しては、これまで 2 編の意見照会 (CISPR/1446/DC, CISPR/1976/DC) がなされているが「CISPR の許容値は隣家より到来するエミッションに対する無線保護を目的に定められており、自家に存在する機器からのエミッションに対する保護を目的としたものではない」、「機器の使用人は自家の機器からのエミッションについては対策できるが、隣家の機器からのエミッションについては保護を必要とする」「CISPR は、今後は自家内への影響についても議論するのか、ゴールが曖昧である」との意見が出されている。

今回の総会では、上記意見照会 (DC) 文書への各国コメントも踏まえ、議論がおこなわれると考えられるが、我が国は次の基本方針で対処する。

- ・ エミッション発生源である機器の数の増加に伴うエミッション特性 (増加) のデータ収集等を十分に行い、既存規格の見直しを行うべきか否かの判断材料及び今後の検討項目を明確化すべきである。
- ・ 検討すべき項目は、装置数の増加と妨害波レベルの相関、複数妨害波の重畳による各種無線通信への影響、それを反映可能な検波方式や測定法の検討、許容値設定法の開発など多岐に及ぶ。
- ・ これまでの、妨害源が 1 つで被妨害機器が 1 つという 1 対 1 の妨害モデルを見直し、妨害源が複数 (N) で被妨害機器が 1 つという N 対 1 モデルの検討に着手するのであれば、妨害源の数量、距離分布等の現在の CISPR 16-4-4 に新たに追加すべき要因の抽出・整理から始める必要があり、各小委員会を横断する組織を設立して検討する必要がある。

(5) CISPR データベースの更新

B 小委員会から ITU-R に対し、令和元年 6 月の会合に向けて WPTAAD の問題に留意しつつ直接のリエゾンを結びたい旨の文書を発出したところ、ITU-R の WP1A 及び SG1 では、当該文書を受けて CISPR との関係について議論がなされ、CISPR との連携強化に賛同するとともに、ITU-R の中の関連する WP に対して、CISPR の無線サービスデータベースに意見がある場合には、直接意見を出すように促すことを含めた形で返書とした。

上記内容を受け、ITU-R の WP6A から CISPR に対して無線サービスデータベースの修正に関する意見 (その修正内容にそのまま従った場合、妨害波の許容値をこれまでの値よりも大幅に低くするもの) が提出された。

H 小委員会では、被保護側 (受信機) の諸元は変更ないにもかかわらず WP6A がデータベースを修正した理由・根拠について詳細を確認する必要があることから、ITU-R WP6A に質問状を発出するとともに、CISPR が変更内容の確認を終了するまでは、現行のデータベースを使用し続けることとなった。ITU-R からの回答については、H 小委員会 第 8 作業班 第 10 アドホックグループにおいて議論され、問題ない変更と、さらに議論の必要な変更との分類を行い、前者についてはデータベースに反映済み、後者については ITU-R との文書による確認が継続中である。関連してデータベースの様式や記入方法を定めた技術文書 CISPR 31 の改定も決定され改定案 (CD) が発行されている。本件について、無線業務データベースは許容値設定の基本であり、その変更は根拠

と許容値計算への妥当な適用条件について十分な確認を要するとの基本方針で対処する。

(6) 装置設置における迅速なエミッション確認法

令和3年のH小委員会の総会及び全体総会で、ノルウェー国内委員会より装置の設置前後のEMC状態の評価のための簡便な測定法のガイダンスを含む技術報告書の作業を開始する提案があった。これに対し、我が国は、CISPR規格においては、以下の点についてコメントした。

- ・一般の機器の設置者が設置の前後でその電磁環境を評価することは要求していない。
- ・B小委員会で規定する設置場所測定では、現在、測定法の規格を作成しているが、測定機器はCISPR規格に適合する必要がある。

総会での議論や運営委員会の議論を経て、A小委員会（測定装置及び測定法）、B小委員会（In situにおけるエミッション測定）、H小委員会（許容値および共通エミッション規格）で合同作業班（JWG）を組織し（A小委員会がこのJWGを主導）、装置設置前後の迅速なチェックのためのガイダンスを提供するよう提案が行われた（CISPR/1476/DC）。これに対し、我が国からは、現状ではガイダンスの利用方法・実用性が不明確で、簡易な測定系・測定方法による測定結果の不確かさにより実用性が疑問視されるため、プロジェクトの拙速な立ち上げには反対意見を述べた。

各国に意見照会した結果、賛成多数でJWG発足が承認され（CISPR/1485/INF）、A小委員会にJWG9が設置された。第1回オスロ会議が、2023年7月5日、6日に対面会議およびWeb会議のハイブリッド形式で開催された。今回のCISPR総会では、オスロ会議の報告が実施される予定である。我が国は、JWG発足には以下理由で反対票を入れたが、日本からエキスパートが参加しており、会議結果報告を聞き今後の進め方について確認する。

- ・現状では、測定用の機材、方法、人員、判定基準の有無、測定結果の扱い、CISPR/TR16-4-6との切り分けなど、多く点が不明のままなので、当面静観とする（H作業班）。
- ・リソースの問題からJWGへの参画は困難だが in-situ 測定法との関連もあり動向はフォローする必要がある（B作業班）。
- ・必要性につき反対の立場であるがシステム設置後のエミッション評価法（必ずしも迅速とは限らない）に関してはニーズ・経験があり、情報提供の観点からの寄与は可能（A作業班）。

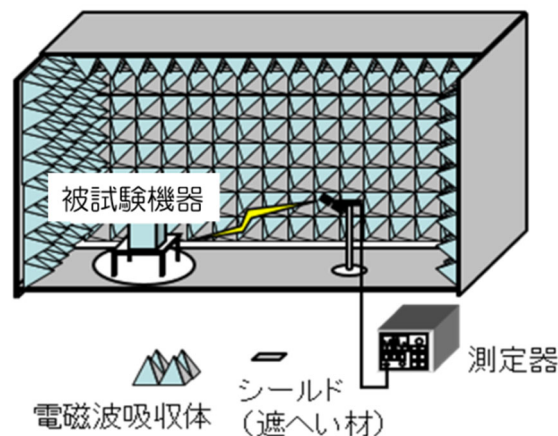
また、オスロ会議では、装置設置における迅速なエミッション確認法のガイドライン策定必要性について、コンビナーおよび他メンバから「システム設置後のEMC障害増加」「設置者によるシステムEMCの確認必要性」について言及あったことから、欧州におけるシステム設置後のコンプライアンス遵守について、今後の法令化動向に注視する。

7 各小委員会における審議状況と対処方針

(1) A小委員会

(妨害波測定装置や妨害波測定法の基本規格を策定)

A小委員会は、妨害波の測定装置及び測定法に関する一般的事項の審議を行う小委員会である。A小委員会では具体的な許容値は審議されず、A小委員会で規定された測定法及び測定装置を前提として、B小委員会からI小委員会（製品委員会）において、妨害波許容値及び各製品・製品群固有の測定手順が審議される。A小委員会には、第1作業班（WG1）及び第2作業班（WG2）の2つの作業班が設置されており、WG1は、電磁両立性（EMC）装置の仕様を、WG2は、EMC測定法、統計的手法及び不確かさを担当している。



電波半無響室(SAC)における放射妨害波測定の例

現在の主な議題は、①18GHz～40GHzの測定装置及び測定法の検討、②30MHz以下の周波数帯における放射妨害波測定及び新たな測定法や測定装置の提案及び現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映、③VHF-LISNの仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映である。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおり。

ア 18GHz～40GHzの測定装置及び測定法の検討

(7) 審議状況

18GHzから40GHzまでの周波数帯におけるRFエミッション測定法と許容値の検討の是非を問うQ（質問票）文書(CISPR/1374/Q)への各国NCの回答が、CISPR/1379/RQにまとめられた。それらの意見によって、CISPRは18GHzから40GHzまでの周波数帯における放射エミッション測定法と許容値の検討を進めるべきという結果となった。上海会議のアクションアイテムにより、アドホックグループ設立に向けたQ文書(CIS/A/1347/Q)が発行され、測定装置に関するアドホック（ahG7）、及び測定法・測定不確かさに関するアドホック（ahG8）がそれぞれ設立され、我が国からも複数のエキスパートを各アドホックに登録し、積極的な寄与を行っている。

A CISPR 16-1-1

ahG7が原案を作成したCIS/A/1381/CD（18-40GHzの測定装置の仕様）が発行された。前回サンフランシスコ会議は、本CDの投票締め切り前であったため本件に関する審議は無かったが、本CDのコメント集であるCIS/A/1390/CCではコメントの数が少ないため、次のステージが2nd CDとなるか、CDVとなるかを次回審議し決定するものと思われる。

B CISPR 16-1-4, -5, -6

前回サンフランシスコ会議では、3件のGreen Paperがあり、まず米国からターンテーブルに送信アンテナを配置し、ターンテーブルを回転させながらFFTでサイト評価する方法の提案が行われた。ANSIではSvswr、TDの他のこの方法を検討しているとの紹介があり、ahG7で検討することになっている。日本からは、18GHzまでのSvswrに適合するサイトであれば18GHz～40GHzの周波数範囲でのサイト検証は省略できる旨の提案を行い、それに対しいくつかの評価結果が必要であるとの提案があった。

C CISPR 16-2-3

ahG8において、18GHzから40GHzまでの放射妨害波測定におけるEUTボリュームなどを規定した測定法案が提案され審議されている。

(イ) 対処方針

A CISPR 16-1-1

CDVにすることに我が国は反対の理由は無いので、積極的に規格化に向けて意見を述べる。

B CISPR 16-1-4

これまでの寄書よりahG7でCD案を作ることになっているので、今回の会議でCD案について審議があると想定される。それに対し適宜コメントを行う。また我が国よりサイト評価に関するRRTの提案を行うので、それに対する各国の支持が得られるよう議論を展開する。

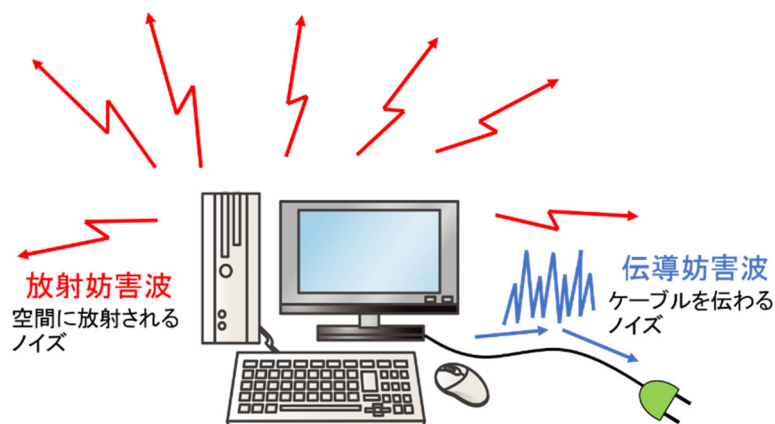
C CISPR 16-2-3

ahG8における審議について、積極的に意見を述べる。

イ 30MHz以下の周波数帯における放射妨害波測定

(ア) 審議状況

現行規定における妨害波の測定法は、30MHz以下の周波数帯においては伝導妨害波を、30MHz以上の周波数帯においては放射妨害波を測定することとされている。これは、30MHz以下の周波数帯においては、ケーブルが主な妨害波発生源となると考えられているためであるが、近年、ワイヤレス電力伝送システム(WPT)の出現など、妨害波発生源となる設備の多様化により、伝導妨害波測定のみで30MHz以下の周波数帯を評価することが困難となってきた。このため、平成24年より、SC-A/WG1及びSC-A/WG2の下にそれぞれアドホックグループが設置され、30MHz以下の周波数帯における放射妨害波の測定法に関して、測定場の評価法及びアンテナの校正法等が検討されている。



放射妨害波と伝導妨害波

平成28年10～11月CISPR杭州会議において、我が国より、NSA評価法（「正規化サイトア

ッテネーション (NSA : 個々の測定場で測定した送受信アンテナ間の電波伝搬損失から、使用アンテナの影響を除くためにアンテナ係数を除いた値)」を用いて、実際に使用される個々の測定場が、放射妨害波測定に適しているか否かを評価する方法) 及びループアンテナ校正法について、実測データに基づく検討結果を提出し、議論を主導した結果、新たな文書案が策定されるなど、検討が進んできた。

A CISPR 16-1-4

30MHz 以下の放射妨害波測定用補助装置 (アンテナ、試験場等) については、上海会議で令和 2 年 1 月までに CDV を発行することが決定され (CIS/A/1323/CDV)、我が国は、Editorial な修正コメントを付した上で賛成投票を行った。CDV に対するコメント集 (CIS/A/1357A/CC) は令和 4 年 4 月に発行され、2 か国の反対で可決した。FDIS を経て 2023 年 4 月に国際規格が発行された (CISPR 16-1-4 Amd. 2 Ed. 4. 0)。

B CISPR 16-1-6

ループアンテナ校正法については、FDIS が令和 3 年 11 月に発行され、100%賛成で可決した。同規格は 2022 年 3 月に発行された。

C CISPR 16-2-3

30MHz 以下の放射妨害波測定法については、オープンサイト、電波半無響室での測定法についての修正案が、令和元年 5 月に 2nd CD (CIS/A/1289/CD) として各国へ回付され、上海会議で CDV に移行することが決定した。CDV (CIS/A/1344/CDV) は令和 3 年 8 月に回付され、我が国は賛成投票を行い 14 か国の賛成により可決したが、4 か国の反対及び多数の修正提案のため、修正点を確認したのち FDIS が発行された。FDIS 可決後、2023 年 6 月に国際規格が発行された (CISPR 16-2-3 Amd. 2 Ed. 4. 0)。

(イ) 対処方針

A CISPR 16-1-4

30MHz 以下の放射妨害波測定用補助装置 (アンテナ、試験場など) の改定については、2023 年 4 月に国際規格が発行された (CISPR 16-1-4 Amd. 2 Ed. 4. 0)。

B CISPR 16-1-6

ループアンテナ校正法に関する改定案は 2022 年 2 月に国際規格化された。

C CISPR 16-2-3

放射妨害波測定法については、2023 年 6 月に国際規格が発行された (CISPR 16-2-3 Amd. 2 Ed. 4. 0)。

ウ VHF-LISN の仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映及び新たな測定法や測定装置の提案及び現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映

(ア) 審議状況

主な審議事項は下記のとおり。

A CISPR 16-1-6 にタイムドメイン測定の追加の改定案検討

平成 29 年 CISPR ウラジオストック会議にて、米国より、新たなタイムドメイン測定法の検討必要性が提案され、平成 30 年 CISPR 釜山会議にて新規プロジェクトの開始が決定した。前回のサンフランシスコ会議では、Knight 委員からタイムドメイン法の進捗について寄書の説明があった。次のステップは DC (CISPR 16-1-5 & 1-6) に進むことが了承された。

B 2 つの均質アンテナを用いた標準アンテナの新たな概念

平成 29 年 CISPR ウラジオストック会議にて、日本より 2 アンテナ法 (2AM) を CISPR 16-1-6 に付加する提案を実施し、平成 30 年 CISPR 釜山会議にて、韓国より 2 つのアンテナの同一性のデータが提出され、日本より寄書を提出した。議論の結果、Standard Antenna と 2 アンテナ法 (2AM) は区別して議論を進めること了承を得、CISPR 16-1-1 に追加を検討すること

となった。上海会議での決定事項で我が国が DC 案を作成し、また前回サンフランシスコ会議では、我が国が Note 案を作成することになっている。

C VHF-LISN 仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映

現在、SC-A/I JAHG6 における検討が進められている状況である。VHF LISN の仕様の CISPR 16-1-4 (第 5 版) への追加については、VHF LISN に関する仕様のほか、電源ケーブルの終端装置としての技術要求、ラウンドロビテストの結果等の追加が含まれる 2nd and 3rd CD が発行され、我が国からは賛成の立場でコメントを行っている。3rd CD に対するコメント集として CIS/A/1380/CC が回付され (2022 年 9 月)、現在、CDV 案策定に向けた議論が I 小委員会との合同作業班 (JAHG6) において実施されている。

また、CISPR 16-2-3 (第 5 版) におけるケーブル終端 (Fragment 1) 及びケーブル配置の明確化 (Fragment 2) の議論については、サンフランシスコ会議後に CD 案の作成が開始された。

D Rapid emission check of installations の TR 規格化

2021 年 CISPR 総会にてノルウェー国内委員会より提案のあった、装置が設置された状態で詳細な分析が必要かどうか判断するための迅速なエミッション確認法 (Rapid emission check on installations) について、設置に関する DC (コメント用審議文書: CISPR/1476/DC) に対する各国国内委員会からの回答を踏まえて運営委員会において検討された。その結果、2022 年サンフランシスコ総会にて、A 小委員会、B 小委員会及び H 小委員会の合同作業班 (JWG) を設置し、各国意見を踏まえて TR 規格化を検討することが承認された。

その後、2023 年 7 月 5-6 日に、CISPR/A/JWG9 第 1 回オスロ会議が開催され、今後の検討方針が議論された。

(イ) 対処方針

A CISPR 16-1-6 にタイムドメイン測定の追加の改定案検討

DC 文書に対する各 NC からのコメント及び次の段階について議論するので、DC 文書案における議論に対応し、適宜意見を述べる。

B 2つの均質アンテナを用いた標準アンテナの新たな概念

日本より均質アンテナに関する Note 案を提出し、また議論に対し適宜意見を述べる。

C VHF-LISN の仕様の現行規格 CISPR 16 シリーズへの反映

CISPR 16-1-4 (第 5 版) の CDV 案、CISPR 16-2-3 (第 5 版) の CD 案議論に積極的に参画し、日本提案の仕様、試験法の規格への反映を図る。

D Rapid emission check of installations の TR 規格化

ロンドン会議では、JWG9 は開催されない予定である。第 1 回オスロ会議の結果報告を聞き今後の進め方について確認する。

(2) B小委員会

(3) F小委員会

(4) H小委員会

(5) I小委員会

8 検討結果

電気通信技術審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPR 会議 対処方針」について、別添のとおり答申（案）を取りまとめた。

別添

諮問第3号

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和63年9月26日諮問）のうち「CISPR会議 対処方針」（案）

1 基本的な対処方針

無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項2から3に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

2 総会対処方針

＜6における対処方針の結論部分のみ記載＞

3 各小委員会における対処方針

(1) A小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

(2) B小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

(3) F小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

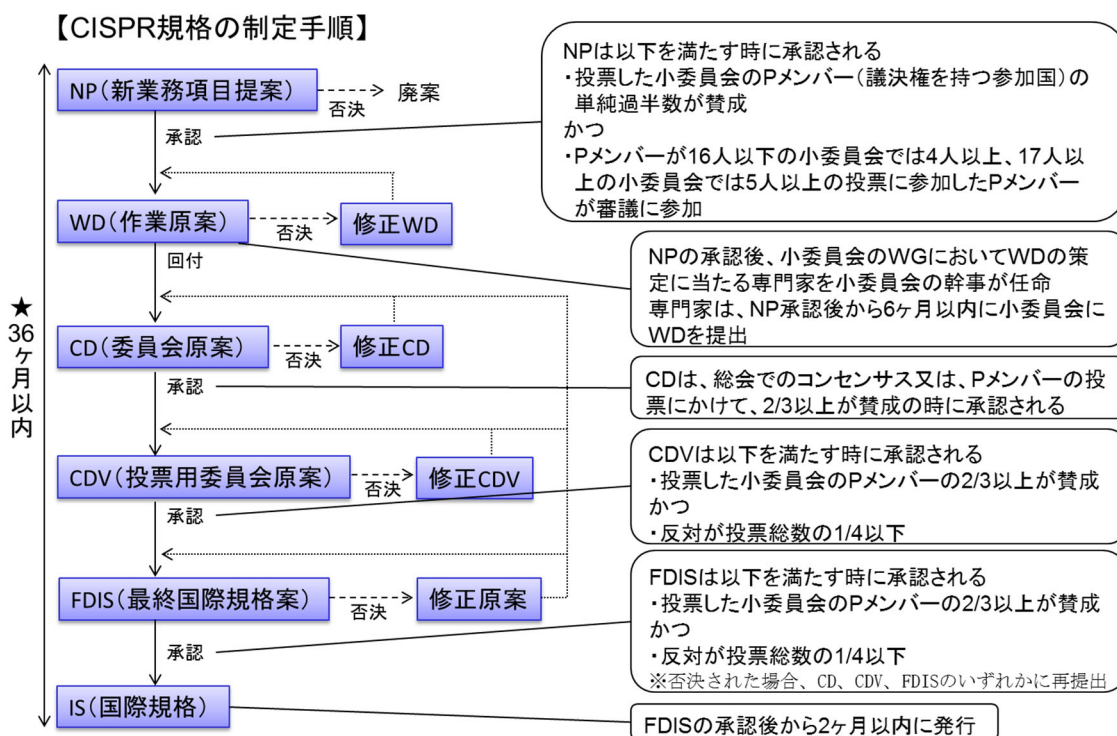
(4) H小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

(5) I小委員会

＜7における対処方針部分のみ記載＞

CISPR 規格の制定手順



- NP : 新業務項目提案 (New Work Item Proposal)
- WD : 作業原案 (Working Draft)
- DC : コメント用審議文書 (Document for Comments)
- CD : 委員会原案 (Committee Draft)
- CDV : 投票用委員会原案 (Committee Draft for Vote)
- FDIS : 最終国際規格案 (Final Draft International Standard)
- IS : 国際規格 (International Standard)
- ISH : 解釈票 (Interpretation Sheet)
- DTR : 技術報告書案 (Draft Technical Report)
- TR : 技術報告書 (Technical Report)
- PAS : 公開仕様書 (Publicly Available Specification)
- AC : 事務連絡文書 (Administrative Circular)
- Q : 質問票 (Questionnaire)